

次期計画の成果指標(案)

(事業の目標：安全で安心な暮らしを支える国土の形成への寄与)

国土を守り水をはぐくむ豊かな森林の整備及び保全

(NO. 1)

成果指標①	森林整備事業等によって国土保全に関する機能が向上した森林の割合 現状 0%→目標値 100%
指標の考え方	【考え方】 森林・林業基本計画における「森林の有する多面的機能の発揮に関する目標」の実現に向けたものである全国森林計画を踏まえ、間伐や再造林といった森林整備事業、また治山事業を適切に実施することによって、山地災害防止機能・土壌保全機能や水源涵かん養機能などの国土保全に関する機能が向上した森林の割合を評価するもの。 【現行の成果指標との相違点】 - 現在の森林は成熟段階に入り、伐採後の適切な再造林を進めることにより森林の有する国土保全に関する機能を維持させることも重要であるが、現行の成果指標は間伐実施に主眼を置いたものとなっている。また、現行の成果指標は、機能が良好に保たれている森林の割合を算出するために複雑な計算式を用いており、5年間の事業の成果を評価し難い状況。 - そのため、造林の実施状況を評価することに加え、森林整備事業等を行ったことにより、森林の有する国土保全に関する機能が全国森林計画どおりに向上したか、その進捗をより分かりやすく評価できるような指標に変更。
指標の算定方法	森林整備事業における間伐、造林及び治山事業等について、全国森林計画における R6 から R20 年度までの計画量を踏まえ、R10 年度時点の目標値を設定。 <算出式の概要> 森林整備事業等によって機能が向上した森林の割合 (%) $= (A + B + C) \div D \times 100$ A : R6～当該年度までの間伐等（間伐、受光伐、誘導伐等）の実施面積 B : R6～当該年度までの造林面積 C : R6～当該年度までの治山事業（山腹工や溪間工）の実施面積 D : R6～10 年度で実施予定の森林整備等面積（間伐等面積、造林面積、治山面積（山腹工、溪間工））
事業量	森林整備事業等の実施（間伐〇〇ha、造林〇〇ha、治山対策 33,600 箇所）により、森林の国土保全に関する機能が向上し、「国民生活の安定・向上」に貢献する（参考：森林・林業基本計画（R3 年閣議決定））。
達成度合いの算定方法	指標の算定方法と同一。

次期計画の成果指標(案)

(事業の目標：安全で安心な暮らしを支える国土の形成への寄与)

山崩れ等の復旧と予防

(NO. 2)

成果指標②	山地災害危険地区における保安林又は保安施設地区に指定された地区において、一定の治山対策を実施することにより、周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集落の数を増加させる。 現状 約 58,100 集落 (R5) → 目標 約 60,500 集落 (R10)
指標の考え方	【考え方】 ・ 集落周辺に存する山地災害危険地区*のうち、現に荒廃がみられ、又は保全対象の人家や公共施設に影響を与えるおそれがあるなど防災上特に緊急性、必要性の高い地区について、今後5年間で治山対策の概成又は一部概成を図り、山地災害防止機能等の確保を図る。 ・ その他の集落の周辺森林においても、必要に応じ、治山対策の実施を進めるとともに、新たな箇所が発生した山地災害については、早期に復旧事業を実施する。 ・ また、山地災害危険地区に係る情報の提供等を通じ、地域における避難体制の整備等のソフト対策との連携を図り、地域の安全性の向上に努める。 ※山地災害危険地区： 地形・地質条件等から、山腹崩壊、地すべり等の山地災害が発生する可能性を潜在的に有していると判断され、かつ人家等の保全対象を有する地区 【現行の成果指標との相違点】 目標値の算定について、近年の山地災害の発生状況や集落の再編・消滅などの自然的・社会的情勢の変化等を反映。
指標の算定方法	【現状値の算定方法】 山地災害危険地区における治山対策の実施（概成又は一部概成）により、周辺の森林の山地災害防止機能/土壌保全機能等が適切に発揮された集落数を、都道府県及び森林管理局を通じて調査。 （山地災害発生により一部概成未済となった地区に係る集落数については、マイナスカウントのうえ集計。） 【目標値の算定方法】 令和5年10月に策定した全国森林計画に掲げる「治山事業施行地区数」を達成した場合に保全される集落の数を推計。その際、集落の再編・消滅などの社会的情勢の変化を考慮して目標値を算定。 ＜算出式の概要＞ $\text{集落数の増加分の基礎値(ア)} = A \times B \times C \div D$ $\text{集落数の増加分} = (\text{ア}) \text{のうち過疎地域における集落相当数(イ)} + (\text{ア}) \text{のうち過疎地域以外における集落相当数(ウ)}$

	A 全国森林計画に掲げる治山事業施行地区数 33,600 地区（林班） B 1 林班あたりの治山対策実施箇所数 3（箇所／林班） C 全国森林計画 15 年間のうち 5 年間 5 年／15 年 D 1 集落の増加に必要な治山対策実施箇所 13.5（箇所／集落） （ア） 2,489 集落 （イ） （ア）×過疎集落率（0.824）×過疎地域における集落の増減率（0.994） ×過疎地域における集落消滅（無人化）可能性率（0.975） 1,988 集落 ※「過疎地域等における集落の状況に関する現況把握調査報告書」（令和 2 年 3 月総務省）参照 （ウ） （ア）－（（ア）×過疎集落率（0.824）） 438 集落
事業量	集落や市街地周辺に存する山地災害危険地区等における治山対策を 33,600 箇所で行うことにより、周辺の森林の山地災害防止機能／土壌保全機能等が適切に発揮される集落の数が約 58,100 集落から約 60,500 集落に増加。
達成度合い の算定方法	達成度合（％）＝（当該年度実績値－R5 現状値（58.1 千集落）） ÷（当該年度目標値－R5 現状値（58.1 千集落））×100

次期計画の成果指標(案)

(事業の目標：安全で安心な暮らしを支える国土の形成への寄与)

飛砂害、風害、潮害等の防備

(NO. 3)

成果指標③	海岸防災林等の延長約 9,000km について、特に津波等に対する防災機能の発揮が必要な森林を保全することなどにより、海岸防災林等の防災機能が維持・発揮され、近接する市街地、工場や農地などを保全する。
指標の考え方	【考え方】 - 海岸防災林等は、海岸の白砂青松や緑豊かな景観の形成等のみならず、飛砂害、風害、潮害等から集落や農地等を保護するなど、地域の安全・安心の確保に寄与することから、適切に保全を図る。 - 海岸防災林は、津波エネルギーの減衰や到達時間の遅延、漂流物の捕捉に一定の効果を有することを踏まえ、津波に対する多重防御の一つとして、積極的にその整備・強化を図る。 【現行の成果指標との相違点】 現行指標は全国の海岸防災林等を対象としているが、次期指標では、これらのうち、特に津波等に対する防災機能の発揮のために保全が必要な海岸防災林等を重点的に対策。
指標の算定方法	【現状値の算定方法】 特に津波等に対する防災機能の発揮のために保全が必要な海岸防災林等（飛砂防備、防風、潮害防備、防雪、防霧保安林）の延長を都道府県及び森林管理局を通じて調査 【目標値の算定方法】 - 気象害等により機能低下した海岸防災林等の復旧・整備等による既存の海岸防災林等の適切な保全とともに、特に津波等に対する防災機能の発揮に必要な森林を保全することを目指す。 - 東日本大震災により被災した海岸防災林の再生については、引き続き、復旧工程表に基づく（福島県のみ）。※残延長約 3 km（令和 5 年 9 月末時点） - 事業量の目標値は、過去の事業実績及び東日本大震災により被災した海岸防災林の復旧計画分を踏まえて算定。
事業量	特に津波等に対する防災機能の発揮が必要な海岸防災林等の復旧・整備約 100km を行うことにより、海岸防災林等の延長約 9,000km について、特に津波等に対する防災機能の発揮のために保全が必要な森林の復旧・整備が図られ、市街地、工場や農地などが保全される。
達成度合いの算定方法	達成度合（％）＝（A－B＋C）÷ A × 100 A：海岸防災林等の延長 B：気象害等により機能低下した海岸防災林等の延長 C：Bのうち治山事業等により復旧・整備された延長

次期計画の成果指標(案)

(事業の目標：生物多様性保全等のニーズに応える多様な森林への誘導)

複層林化の推進

(NO. 4)

成果指標④	全国森林計画に基づき、今後5年で育成複層林に誘導することとされている育成単層林のうち、育成複層林へ誘導した森林の割合 現状 0%→目標値 100%
指標の考え方	【考え方】 成長量の低い森林等の条件不利な育成単層林について、公益的機能の一層の発揮のため、全国森林計画に基づき、受光伐や誘導伐等により育成複層林へ誘導した森林の割合を評価するもの。 【現行の成果指標との相違点】 現行指標では、森林・林業基本計画の指向する森林の状態に向けた誘導面積を分母としていたが、森林経営管理法や森林環境税が創設され、条件不利地等での育成複層林化を図る条件整備がなされたことから、この進捗を適切に把握するため、全国森林計画に基づいて試算した R6 年度から R10 年度までの5年間に育成複層林に誘導すべき育成単層林面積を分母として設定。
指標の算定方法	<算出式の概要> 全国森林計画に基づき、今後5年で育成複層林に誘導することとされている育成単層林のうち、育成複層林へ誘導した森林の割合 (%) $= A \div (B - C) \times 100$ A : 育成複層林への誘導済み面積 B : R6 育成単層林面積 1,004.6 万 ha C : R10 育成単層林面積 997.6 万 ha (全国森林計画 (R20 : 980.1 万 ha) から推計)
事業量	複層林・針広混交林等の造成を目的とした誘導伐等を〇〇ha 実施することにより、育成複層林面積が増加し、「公益的機能の一層の発揮」に貢献する(参考：森林・林業基本計画 (R3 年閣議決定))。
達成度合いの算定方法	指標の算定方法と同一。

次期計画の成果指標(案)

(事業の目標：生物多様性保全等のニーズに応える多様な森林への誘導)

育成単層林の齢級構成の偏りの改善

(NO. 5)

成果指標⑤	人工林の育成単層林について、伐期の多様化による齢級構成の偏りを改善する。 現状 (R4) 0% → 目標値 (R9) 30% (全国森林計画に基づき試算した R19 時点の齢級構成の改善度合いを 100%、現状 (R4) を 0% とする)
指標の考え方	【考え方】 ・ 全国森林計画では、木材生産等の維持増進を図る森林について、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成を目指しているところ。 ・ また、森林・林業基本計画では、現状の約 1,000 万 ha の育成単層林を 660 万 ha にしていくことを「指向する森林の状態」とするとともに、全国森林計画（計画期間：15 年間）ではこの状態を目指していくための森林の整備及び保全の目標を示しているところであり、適切な主伐・再造林や育成複層林への誘導を進め、齢級分布の偏りの改善を図る必要がある。 【現行の成果指標との相違点】 ・ 現行の成果指標では、目標値を全国森林計画から推計した R14 の森林の状態としていたが、次期全国森林計画の策定に伴い、現況から 15 年後の森林の状態 (R19) として示すこととする。 ・ また、現行の成果指標は、齢級構成の偏りを、齢級別面積における平均値からのばらつき具合を表す値（分散）により評価していたが、齢級別面積の平均値との差が大きい齢級における面積の変動が、平均値との差が小さい齢級における面積の変動よりも分散の減少（偏りの改善）に大きく影響するため、評価を行う年と目標年 (R19) の齢級構成との差の絶対値による指標で評価することとする。
指標の算定方法	【現状値の算定方法】 次期計画の現状値＝0% (R4) 【目標値の算定方法】 ・ 評価を行う年の齢級別面積について、面積の増減はないまま推移するものとして、目標年である R19 年の時点の齢級別面積を想定（以下想定面積という）。 ・ 各年の想定面積について、齢級毎に目標年の齢級別面積（以下目標面積という）との差の絶対値の合計を算出。 ・ 上記について R4 年の合計値を 0%、全国森林計画で推計した 15 年後 (R19) の合計値を 100% として、人工林の育成単層林の偏りある齢級構成の改善に向けた進捗度合いを算出。 ・ 計算結果は以下の表のとおり、各年度の齢級別面積比率で算出。(R4 は森林資源現況調査。R9、R14、R19 は全国森林計画等より推計。) (森林資源現況調査では、20 齢級～25 齢級上の齢級面積は区分されていないため、20 齢級以上の齢級別

の面積分布は、1～19 齢級までの齢級別の面積分布の推移を踏まえて推計した。）				
年	R4	R9	R14	R19
目標面積との差の絶対値合計/25	110,912	77,859	40,673	0
進捗率	0%	30.2%	63.5%	100%

(参考)

現行の評価方法(イメージ) 【R4】

(万ha)

平均

【R19】 (齢級)

$$\sum_{k=1}^{25} (\updownarrow)^2 - \sum_{k=1}^{25} (\updownarrow)^2$$

次期評価方法(イメージ)

(万ha)

【R19】 (齢級)

$$\sum_{k=1}^{25} (\updownarrow)$$
| 事業量 | 人工造林●万 ha、路網整備約 26.2 千 km を実施することにより、育成単層林の齢級構成の偏りが改善（全国森林計画に掲げる令和 19 年の森林の状態に対して 30%進捗）し、多様なニーズに応える森林に向けた整備が推進される。 | | | |
| 達成度合いの算定方法 | 達成度合 (%) = ((R4 年の差－当該年の差) ÷ (R4 年の差－R19 年の差)) × 100 ※差：各年における想定面積と目標面積との差の絶対値合計 ※5 年に 1 度の森林資源現況調査に基づき把握 | | | |

次期計画の成果指標(案)

(事業の目標：生物多様性保全等のニーズに応える多様な森林への誘導)

花粉発生源対策の加速化

(NO. 6)

成果指標⑥	スギ人工造林面積に占める花粉の少ないスギ苗木植栽面積の割合 現状 50% (R3 実績) → 目標値 70%
指標の考え方	【考え方】 ・ 過剰伐採による国土荒廃等を招かないように注意しながら、人工林の伐採と花粉の少ない苗木による植替えを進めていく必要性を踏まえ、花粉の少ないスギ苗木による人工造林の進捗を測るもの。 ・ 本年に花粉症に関する関係閣僚会議が開催され、また同会議の中で公表された着「花粉症対策初期集対応パッケージ」の中でも、スギ人工林の伐採・植替えの加速化を掲げていることから、本指標でもスギに重点を置いた指標とした。
指標の算定方法	・ 花粉の少ないスギ苗木の植栽面積を、スギ人工造林面積で除して算出。 ・ 現状値の割合については、花粉の少ないスギ苗木の生産本数と植栽面積の割合は概ね同様になると考え、現在の花粉の少ないスギ苗木生産割合をもとに推計（実績値は都道府県からデータを集計することにより把握）。 ＜算出式の概要＞ スギ人工造林面積に占める花粉の少ないスギ苗木植栽面積の割合（％） $= A \div B \times 100$ A：当該年度における花粉の少ないスギ苗木の植栽面積 B：当該年度におけるスギ人工造林面積
事業量	人工造林〇〇ha を通じて、花粉の少ない苗木の植栽を進めることにより、花粉の少ないスギ苗木への植替えが進み、「花粉発生源対策」に貢献する（参考：花粉症対策初期集対応パッケージ）。
達成度合いの算定方法	指標の算定方法と同一。

次期計画の成果指標(案)

(事業の目標：持続可能な社会の実現への寄与)

森林資源の循環利用の促進

(NO. 7)

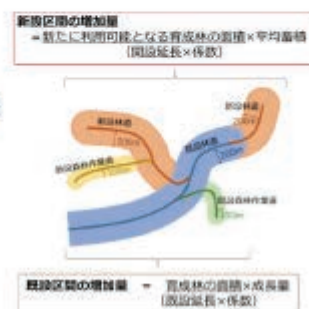
成果指標⑦	森林施業の集約化や機械化に必要な林道等の林業基盤の整備により、木材の安定的かつ効率的な供給に資することが可能となる育成林の資源量を約2億3千万㎡(P)増加させる。
指標の考え方	【考え方】 ・ 森林施業を効率的かつ効果的に実施するためには、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率な作業システムの整備、普及及び定着を推進することなどが重要。 ・ この場合、林道(林業専用道を含む。以下「林道等」という。)と森林作業道を適切に組み合わせ、移動時間の短縮を図るとともに、高性能林業機械等の効率的な稼働を行える条件を整備することが必要。 ・ このため、育成林を対象に、間伐等の森林施業に必要な林内路網を整備し、高性能林業機械との組合せによる効率的な作業が可能となる資源量の増加を図ることを指標とする。 (参考掲載)【成果指標の変更経緯】 ・ H30までの指標では、森林作業道は「小型トラックが通行可能な森林作業道」のみを対象とし、育成林は「小型トラックが通行可能な森林作業道」から200m以内のものを対象。また、係数はH15年に調査し算出したものを使用。 ・ R1以降の指標では、森林作業道の全線を対象とし、育成林は森林作業道から100m以内(中傾斜地における車両系の最大到達距離の最大値)のものを対象。また、係数は、H28年に調査し算出したものを使用。
指標の算定方法	【現状値(R5)の算定方法】 毎年開設する路網及び既設の路網に係る、 ① 林道等から200m以内の森林の成長量、蓄積 ② 森林作業道から100m以内の森林の成長量、蓄積 を推計し、供給可能となる資源量を算出。 $\text{資源量の増加} = A \times B + C \times D \text{ (㎡)}$ A 路網開設により、新たに路網から200m(100m)以内となる育成林の面積 B Aの育成林の平均蓄積 C 既存路網から200m(100m)以内の育成林の面積 D Cの育成林の平均成長量 ここで、路網から200m(100m)以内の森林の面積の推計に当たっては、過去に林道等の全国調査、森林作業道の抽出調査を行って算出した路網開設延長100m当た

	りの「200m（100m）以内の森林面積」の林道、林業専用道、森林作業道ごとの係数を用いる。 A：林道（林業専用道、森林作業道）係数 × 開設延長 C：林道（林業専用道、森林作業道）係数 × 既設延長 【係数】 <table><tr><td>林道に係る増加</td><td>林業専用道に係る増加</td><td>森林作業道に係る増加</td><td>林道の廃道に係る減少</td></tr><tr><td>1.7</td><td>1.6</td><td>1.3</td><td>△1.4</td></tr></table> R4 年度森林資源現況調査と路網現況延長、係数を用いて供給可能資源量を算出。 20 億 2 千万㎡（P）	林道に係る増加	林業専用道に係る増加	森林作業道に係る増加	林道の廃道に係る減少	1.7	1.6	1.3	△1.4
林道に係る増加	林業専用道に係る増加	森林作業道に係る増加	林道の廃道に係る減少						
1.7	1.6	1.3	△1.4						
	【目標値の算定方法】 R4 年度森林資源現況調査から推計した森林資源増加量と次期森林整備保全事業計画期間内における全国森林計画の路網開設計画延長、係数を用いて 5 年後の供給可能資源量を算出。 22 億 5 千万㎡（P）								
事業量	効率的な森林施業を可能とする林内路網を約 26.2 千 km 整備することにより、効率的な木材生産等が可能となる森林の蓄積量が増加。木材の安定的かつ効率的な供給に資することが可能となる育成林の資源量を約 2 億 3 千万㎡（P）増加させる。								
達成度合いの算定方法	達成度合（％）＝（当該年度資源量－R5 資源量）／（当該年度目標値－R5 資源量） × 100								

（参考）

【成果指標の対象とする森林】

図のとおり、林道等から 200m、森林作業道から 100m 以内の範囲にある育成林の蓄積の増加量及び平均蓄積を対象とする。



次期計画の成果指標(案)

(事業の目標：持続可能な社会の実現への寄与)

森林資源の再造成の推進

(NO. 8)

成果指標⑧	人工造林面積のうち省力化やコスト低減を図る取組を実施した面積の割合 現状 44% (R3 年実績) → 目標 100% (P)
指標の考え方	【考え方】 主伐後の再造林が円滑に行われるようにするため、低コスト造林の取組を進める観点から、人工造林面積のうち、一貫作業システムの導入、コンテナ苗や成長に優れた苗木による植栽、低密度植栽といった低コスト造林面積の割合を評価するもの。 【現行の成果指標との相違点】 算定方法は変更せず、目標値をより高い値に設定。
指標の算定方法	<算出式の概要> 人工造林面積のうち省力化やコスト低減を図る取組を実施した面積の割合 (%) $= (A + B + C + D) \div E$ A : 一貫作業システム実施面積 B : コンテナ苗等の苗木植栽面積 C : 成長に優れた苗木の植栽面積 D : 低密度植栽面積 E : 人工造林面積 ※実績値の把握に当たっては、それぞれの項目で重複がないように集計する。
事業量	人工造林〇〇ha を実施する中で低コスト造林を進めることにより、造林の省力化・低コスト化が進み、「再造林の推進」に貢献する(参考：森林・林業基本計画 (R3 年度閣議決定))。
達成度合いの算定方法	指標の算定方法と同一。

次期計画の成果指標(案)

(事業の目標：山村地域への活力創造の寄与)

森林資源を活用した地域づくりの推進

(NO. 9)

成果指標⑨	森林資源を活かした地域づくりを推進する観点から、47 都道府県において森林資源を積極的に利用することを目標とする。なお、当該成果を評価する際、地域経済への影響に係る指標として、木材・木製品製造業における製造品出荷額等を参考とする。
指標の考え方	【考え方】 - 我が国の人工林は、造林・保育の段階から本格的な利用が可能な段階に入り、森林資源を活かした産業育成による就業機会の創出と所得の確保により定住を促進し、山村に暮らす人々がいきいきと生活できるようにすることが重要である。 - このため、森林・林業基本計画の木材供給量の目標値（令和 12 年：4,200 万 m³）の達成を目指し、47 都道府県において、現状よりも伐採立木材積を増加させることを目標とする（各都道府県の伐採立木材積は、木材需給表、木材統計等、既存の統計資料から推計）。 【現行の成果指標との相違点】 これまでは、「①各都道府県における総蓄積（育成林）に対する伐採立木材積の割合が全国森林計画から推計される令和 5 年（計画末期）時点の同平均（1.40%）以上となる」、又は「②伐採立木材積（令和元年～5 年のいずれかの年）が平成 30 年（計画始期）の伐採立木材積を上回る」場合、森林資源を積極的に利用している都道府県としてカウントしていた。 この基準に基づく現行計画の達成率は約 91%（43 都道府県）であり、概ね目標を達成した。本指標は森林資源の活用状況を図る有用な指標であり、次期計画においても継続することとし、新たな全国森林計画の計画量を踏まえた目標設定を行うこととする。 一方で、②を達成した都道府県は約 90%（42 都道府県）であるのに対し、①を達成した都道府県は約 36%（17 道県）、①のみ達成した都道府県は 1 県だけであった。2つの基準があることで指標を達成した際に山村地域がどのような状態になっているのか想像しづらいことも考慮し、基準を②をベースとしたものに統一する。この際、現行の②の基準は、令和元年～5 年のいずれかの年が平成 30 年の伐採立木材積を一度でも上回れば達成可能としていたが、より継続的に森林資源の活用が進んでいることが確認できるような基準とすることとし、「各都道府県の伐採立木材積（令和 6 年～当該年までの年）の平均が各都道府県の令和元年～5 年の伐採立木材積の平均を上回る」場合、森林資源を積極的に利用している都道府県とすることとする。
指標の算定方法	【目標値の算定方法】 指標の定義より、目標値は 47 都道府県となる。

事業量	路網の開設（約 26.2 千 km）により、素材生産の条件整備が推進されるとともに、再造林等（間伐等の実施量 〇万 ha、人工造林面積 〇万 ha）が推進されることで林業生産活動が活発化。47 都道府県で、伐採立木材積が現状よりも増加する。
達成度合いの算定方法	森林資源を積極的に利用している都道府県を、 $A \geq B$ A：各都道府県の伐採立木材積の令和 6 年～当該年までの平均値 B：各都道府県の伐採立木材積の令和元～令和 5 年の平均値 となった都道府県と定義し、令和 10 年に 47 となることを目指す。 そのため、当該年度までの達成度合い（％）は、 $(C/47) \times 100$ C：当該年度時点で森林資源を積極的に利用している都道府県の数とする。 なお、当該成果指標の実績を評価する際、地域経済への影響に係る指標も参考とする。参考とする指標は、 $D \geq E$ D：各都道府県の木材・木製品製造業における製造品出荷額等の令和 6～当該年度までの平均値 E：各都道府県の木材・木製品製造業における製造品出荷額等の令和元年～5 年の平均値 となっているか否かとする。